

# TAKKEN

# GIFU

宅建ぎふ  
Vol.486  
平成29年6月15日発行



## おもな内容

平成29年度 定時総会を開催	2
3月新設住宅着工	3
平成29年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ	4
平成29年度「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ	5
岐阜県「空き家改修費補助事業」のお知らせ	6
身近な法律相談	8
不動産取引判例集	9
協会の動き・支部だより・会員の異動	11



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

## 平成29年度 定時総会を開催

平成29年5月24日（水）午後1時30分より岐阜グランドホテルにおいて、(公社)岐阜県宅地建物取引業協会第51回定時総会を開催しました。

総会では、開会に先立ち、物故会員に黙祷をささげ、参加者全員で倫理綱領を唱和後議事に入りました。



議事では、平成28年度事業報告・平成29年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、平成28年度決算が承認されました。

また、同日に開催した(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部の第45回定時総会においても、平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画・収支予算について報告されました。

※ 議事の詳細については、同封の議案書をご参照ください。

# 3月新設住宅着工

国土交通省がまとめた3月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比3.6%減の2万1,468戸と先月の増加から再び減少、分譲住宅が同10.8%減の1万9,727戸と2カ月連続の減少となったものの、貸家が同11.0%増の3万3,937戸と17カ月連続の増加となったため、3月の新設住宅着工戸数全体では、同0.2%増の7万5,887戸と先月の減少から再び増加となった。着工床面積は、同2.0%減の603万1千㎡となり、2カ月連続の減少となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同4.7%増の98万4千戸となり、先月の減少から再び増加となった。持ち家では、民間資金分が同3.2%減の1万8,924戸と先月の増加から再び減少、公的資金分でも同6.4%減の2,544戸と先月の増加から再び減少となったため、全体でも減少となった。

貸家では、公的資金分が同10.0%減の2,734戸と先月の増加から再び減少となったものの、民間資金分が同13.3%増の3万1,203戸と17カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

分譲住宅では、戸建て住宅が同3.4%増の1万1,041戸と17カ月連続の増加となったものの、マンションが同24.3%減の8,549戸と2カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、貸家が同7.3%増の191戸と増加となったものの、持ち家が同19.7%減の403戸、分譲住宅でも同37.6%減の103戸と減少となったため、岐阜県全体では、同17.6%減の697戸と4カ月ぶりの減少となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同7.7%減の4,156戸、分譲住宅でも同4.9%減の9,618戸と減少となったものの、貸家が同18.8%増の1万2,486戸と増加となったため、首都圏全体では同5.8%増の2万6,684戸となった。

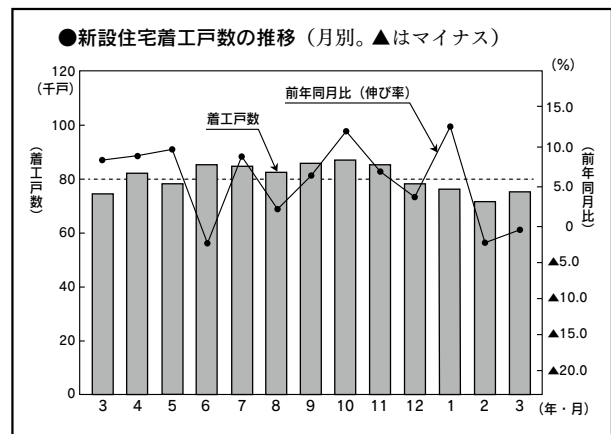
中部圏では、分譲住宅が同13.2%増の2,299戸と増加となったものの、持ち家が同9.4%減の3,235戸、貸家が同2.0%減の3,369戸と減少と

なったため、中部圏全体では同1.5%減の8,933戸となった。

近畿圏では、貸家が同28.7%増の5,413戸と増加となったものの、持ち家が同0.1%減の2,719戸、分譲住宅が同24.7%減の3,561戸と減少となったため、近畿圏全体では同0.4%減の1万1,795戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同3.5%減の3,168戸、貸家が同4.6%減の6,777戸、分譲住宅でも同25.0%減の406戸と減少となったため、全体では、同5.1%減の1万383戸と先月の増加から再び減少となった。

2×4では、貸家が同0.5%増の5,921戸と増加となったものの、持ち家が同8.0%減の2,161戸、分譲住宅でも同5.0%減の1,011戸と減少となったため、全体では、同4.6%減の9,116戸と2カ月連続の減少となった。



**平成29年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による岐阜県知事の委任に係る平成29年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施します。

- **試験の日時** 平成29年10月15日（日）  
午後1時～午後3時（登録講習修了者は午後1時10分～午後3時）
- **試験会場** 岐阜大学（一般受験者）  
岐阜産業会館（登録講習修了者）  
※ 申込者が予定数を超過した場合や会場の都合により使用できなかった場合、上記記載の会場以外の会場となる場合があります。
- **受験資格** 申込時に岐阜県内に住所を有する者（年齢、学歴は問いません。）
- **申込書の配布** 平成29年7月3日（月）～7月31日（月）  
（公社）岐阜県宅地建物取引業協会本部・支部、岐阜県都市建築部建築指導課及び以下の書店  
くまざわ書店柳津店（カラフルタウン岐阜2階）、くまざわ書店美濃加茂店（アピタ美濃加茂店2階）、ACADEMIA大垣店（アクアウォーク大垣2階）、くまざわ書店中津川店（アピタ中津川店1階）  
※ 申込書の郵送を希望される方は、A4判の用紙が折らずに入る角2の返信用封筒（住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したもの）を同封し、封筒の表面に「宅建試験案内請求」と朱書し、7月24日（月）までに到着するように下記まで送付してください。（試験案内の送付は、一人1部に限ります。期限後に届いたものには返信しませんのでご注意ください。）  
【郵送請求先】  
〒500-8358 岐阜市六条南2-5-3 （公社）岐阜県宅地建物取引業協会
- **受験申込み（持参による申込み受付は行っておりません。）**
  1. **郵送申込み**  
申込期間：7月3日（月）～7月31日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。
  2. **インターネット申込み**  
申込期間：7月3日（月）午前9時30分～7月15日（土）午後9時59分まで  
※（一財）不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）より申込みを行ってください。
- **受験手数料** 7,000円
- **合格発表** 平成29年11月29日（水）
- **問い合わせ先** （公社）岐阜県宅地建物取引業協会  
TEL 058-275-1171（宅建試験専用）

## 平成29年度「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ

平成29年度第1回県下統一研修会を下記の日程により県下5会場で開催しますので、代表者及び届出従業者のご都合の付く会場において受講下さいませようご案内致します。

なお、宅建業者の従業者教育の義務が宅建業法に規定されています。協会届出の従業者の教育の場としてご利用下さい。

※ 年3回開催する県下統一研修会を全て受講(各回において、代表者又は協会届出の政令使用人、専任の宅地建物取引士のいずれかの方が受講)された事業所には、「業務研修受講済店ステッカー(店頭用)」を交付します。

※本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、保証協会と共催で開催しています。

### 1. 開催日程

開催日程	地域	開催会場	所在地
7月3日(月) 午後1時30分から	飛 騨	飛騨・世界生活文化センター 食遊館 地下1階大会議室	高山市千島町900-1
7月5日(水) 午後1時30分から	中 濃	わかくさ・プラザ 学習情報館 多目的ホール	関市若草通り2-1
7月7日(金) 午後1時30分から	西 濃	大垣市情報工房 5階スィンクホール	大垣市小野4-35-10
7月10日(月) 午後1時30分から	東 濃	セラトピア土岐 大会議室	土岐市土岐津町高山4
7月20日(木) 午後1時30分から	岐 阜	羽島市文化センター みのぎくホール	羽島市竹鼻町丸の内6-7

### 2. 研修科目・講師

「平成29年度税制改正及びマイナンバー制度について」

(空き屋の譲渡所得の3000万円特別制度を含む)

税理士 神谷光春氏

### 3. 受講料 会員及び登録従業者(無料)、会員外(4,000円)

※ 県下統一研修会は、会員外の宅建業者の方にも開放(有料による事前申込制)しています。(会員の方は、従来どおり無料で受講いただけます。)

#### ○ 宅地建物取引業法抜粋(平成27年4月1日施行)

(知識及び能力の維持向上)

第15条の3 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(従業者の教育)

第31条の2 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、



## 空き家改修費補助事業（岐阜県空き家利活用事業費補助金）

移住者、多子世帯、新婚世帯が空き家を改修して岐阜県に移住・定住する際に改修費を補助します

居住を目的とした空き家の改修費を補助します。

◆募集期限 申請額の総額が予算上限に到達するまで

◆補助率等 補助対象事業費の1/3（上限100万円）

◆対象者



(1) 県外からの移住者

申請日から遡って1年以内に県外から移住した方  
空き家の改修が完了するまでに県外から移住する方

(2) 多子世帯

18歳未満の子を3人以上養育する世帯（0歳未満の子を含む）

(3) 新婚世帯

空き家の改修が完了するまでに婚姻する世帯  
申請日から遡って2年以内に婚姻した世帯

(4) (1)～(3)と売買・賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者

※ 既に工事着手した場合や完了している場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。

空き屋であることの確認書他、申請時に必要な書類があります。



お問い合わせ先

岐阜県 都市建築部 住宅課 空家対策推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 ☎058-272-1111（内線3658）

申請窓口・方法

申請書類は、岐阜県都市建築部住宅課（上記お問い合わせ先）へ提出（郵送又は持参）してください。

※申請書類等は岐阜県ホームページからダウンロードできます。

岐阜県空き家利活用事業費補助金

検索



## 空き家であることの確認書発行窓口一覧（空き家所在地の市町村窓口で発行します）

市町村	住所	担当課	TEL	FAX
岐阜市	岐阜市神田町 1-11	まちづくり推進政策課（定住推進係）	058-214-4494	058-264-8608
大垣市	大垣市丸の内 2-29	住宅課	0584-47-8184	0584-81-4869
高山市	高山市花岡町 2-18	ブランド戦略課	0577-35-3001	0577-35-3174
多治見市	多治見市日ノ出町 2-15	都市政策課	0572-22-1321	0572-25-6436
関市	関市若草通 3-1	市民協働課	0575-23-6831	0577-23-7744
中津川市	中津川市かやの木町 2-1	定住推進課	0573-66-1111 (324)	0573-65-5273
美濃市	美濃市 1350	都市整備課	0575-33-1122 (233)	0575-31-0052
瑞浪市	瑞浪市上平町 1-1	市民協働課	0572-68-9756	0572-68-2132
羽島市	羽島市竹鼻町 55	総合政策課	058-392-1114	058-394-0025
恵那市	恵那市長島町正家 1-1-1	移住定住推進室	0573-26-2111 (527)	0573-25-8208
美濃加茂市	美濃加茂市山之上町 3457-1	まちづくり課	0574-24-0108	0574-24-0103
土岐市	土岐市土岐津町土岐口 2101	まちづくり推進課	0572-54-1111 (186)	0572-55-7763
各務原市	各務原市那加桜町 1-69	建築指導課	058-383-1111 (2719)	058-383-6365
可児市	可児市広見 1-1	施設住宅課	0574-62-1111 (2231)	0574-62-1542
山県市	山県市高木 1000-1	まちづくり・企業支援課	0581-22-6831	0581-22-2118
瑞穂市	瑞穂市別府 1288	企画財政課	058-327-4128	058-327-4103
飛騨市	飛騨市古川町本町 2-22	飛騨市移住相談所（地域振興課）	0577-62-8904	0577-73-7077
本巣市	本巣市文殊 324	企画財政課	0581-34-5024	0581-34-3273
郡上市	郡上市八幡町島谷 228	企画課	0575-67-1831 (1322)	0575-67-1711
下呂市	下呂市森 960	市民活動推進課	0576-24-2222 (254)	0576-25-3250
海津市	海津市海津町高須 515	住宅都市計画課	0584-53-3485	0584-53-1598
岐南町	羽島郡岐南町八剣 7-107	自治振興課	058-247-1370	058-240-4568
笠松町	羽島郡笠松町司町 1	建設課	058-388-1117	058-387-5816
養老町	養老郡養老町高田 798	建設課	0584-32-5081	0584-32-2686
垂井町	不破郡垂井町 1532-1	企画調整課	0584-22-1151 (209)	0584-22-5180
関ヶ原町	不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-58	総務課	0584-43-1110	0584-43-3122
神戸町	安八郡神戸町大字神戸 1111	産業建設課	0584-27-3111 (234)	0584-27-8224
輪之内町	安八郡輪之内町四郷 2530-1	産業課地域の魅力発信室	0584-69-3111 (178)	0584-69-3119
安八町	安八郡安八町氷取 161	総務課	0584-64-7100	0584-64-5014
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町三輪 133	政策広報課	0585-22-2111 (112)	0585-22-4496
大野町	揖斐郡大野町大字大野 80	環境水道課	0585-34-1111	0585-34-2110
池田町	揖斐郡池田町六之井 1468-1	企画課	0585-45-3111 (243)	0584-45-8314
北方町	本巣郡北方町長谷川 1-1	防災安全課	058-323-1111 (223)	058-323-2963
坂祝町	加茂郡坂祝町取組 46-18	産業建設課	0574-26-7111	0574-27-1808
富加町	加茂郡富加町滝田 1511	建設課 都市計画係	0574-54-2115	0574-54-2461
川辺町	加茂郡川辺町中川辺 1518-4	企画まちづくり課	0574-53-7213	0574-53-2374
七宗町	加茂郡七宗町上麻生 2442-3	企画課	0574-48-2291 (223)	0574-48-2347
八百津町	加茂郡八百津町八百津 3903-2	地域振興課 地域振興係	0574-43-2111 (2254)	0574-43-0969
白川町	加茂郡白川町河岐 715	企画課地域振興係	0574-72-1311 (184)	0574-72-1317
東白川村	加茂郡東白川村神土 548	総務課 企画係	0574-78-3111	0574-78-3099
御嵩町	可児郡御嵩町御嵩 1239-1	企画課	0574-67-2111 (2227)	0574-67-1999
白川村	大野郡白川村鳩谷 517	観光振興課	05769-6-1311	05769-6-2016

## 身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会  
顧問弁護士 畑 良平



### 法定相続情報証明制度について

平成29年5月29日から、法務局による法定相続情報証明制度が運用開始されます。その制度についてご説明いたします。

1. 法定相続情報証明制度とはなにか
2. 制度創設の背景及び本制度のねらいはどのようなものか
3. 法定相続情報証明制度を利用するにはどうすればいいか
4. 法定相続人間らで遺産分割協議がされるが、それとの関係はどうなりますか
5. 本制度の課題はどうか

#### 1. 法定相続情報証明制度とはなにか

法定相続情報証明制度とは、法務局で発行してもらえる戸籍を簡素化した証明書のことです。これまで不動産、預貯金及び株券等を相続するには、法務局や金融機関及び証券会社にそれぞれ戸籍謄本が必要になったりして、手間取ることがよくありました。

そこで法務局に対して、相続関係を証明できる戸籍謄本を提出すれば、相続情報を記載した証明書を無料で発行してもらえることになりました。この証明書を金融機関等に提出すれば、金融機関ごとにたくさんの戸籍謄本を提出する必要がありません。金融機関から戸籍謄本を返却してもらって、他の金融機関で使いまわす必要もありません。金融機関等から戸籍謄本一式を返却してもらうことを「原本還付」といいますが、法定相続情報証明書を提出すれば、戸籍謄本そのものを提出しませんので、原本還付の手続きは不要になります。証明書は無料で何通でも取得できます。金融機関の数だけ証明書を取得すれば、複数の金融機関に同時に相続手続きが進行できます。そして、すみやかに預金等の相続手続きが実施できます。

#### 2. 制度創設の背景及び本制度のねらいはどのようなものか

実務上、相続が発生した場合、相続人は銀行等で被相続人の預金払い戻し等の手続きを行う一方で、被相続人名義の不動産に関する所有者変更登記は後回しにしてしまうケースが多発しています。その結果、所有者が誰か分からない土地や空き家が多数発生し、社会問題化しています。そして、これを解消する必要が生じました。

今までの制度だと、被相続人の預金の払い戻しや、不動産の相続登記を行う際には、被相続人の戸籍関係書類等が必要になります。そして、被相続人の口座がある銀行等ごとく・相続財産となる不動産の管轄が異なる法務局ごとに戸籍関係書類等の一式が必要となっています。

制度を統括する法務省民事局によると、この事務負担の煩雑さを解消するために、法定相続情報証明制度を設けることで、相続登記の促進を図っていこうというのが本制度のねらいです。

#### 3. 法定相続情報証明制度を利用するにはどうすればいいか

相続人が法務局に対して、①被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等、②前記①の記載に基づく法定相続情報一覧図(被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報)をはじめとする必要書類を提出します。そして、登記官が内容を確認し、認証文付の法定相続情報一覧図の写しを交付し、証明します。

#### 4. 法定相続人間らで遺産分割協議がされるが、それとの関係はどうなりますか

法定相続情報は、法定相続人が誰かを証明するものであります。法定相続人らにおいて遺産分割協議がなされた場合は別途、遺産分割協議書の提出が必要となります。この点、従前との違いはありません。

#### 5. 本制度の課題はどうか

本制度が普及するかどうかは未知数です。何故なら、従前どおり戸籍の原本還付を受けて処理していくことは可能であり、あえて法務局から法定相続情報証明書を取得する必要性が低い場合もあり得るからです。また、この制度によっても、相続人としては、相続手続きのために一度は戸籍謄本を収集しなければならず、その煩雑さが解消されるわけではないからです。

以上





賃借人が賃料の滞納を続けた為、賃貸人が連帯保証人に滞納賃料の支払を請求した事案において、賃料不払が長期間継続していたにもかかわらず、賃貸人は賃貸借契約解除等の手続きを講じることなく、7年以上にわたり漫然と滞納賃料を増加させたことを踏まえ、当初の賃貸借期間(3年間)の賃料相当額を超える請求は信義則に反するとし、賃貸人の請求を限定して認容した事例  
(東京地裁 平成25年6月14日判決 一部認容 控訴後和解)

### 【事案の概要】

本件は、賃貸人X(原告 個人)が訴外の賃借人(以下「賃借人」という。)と締結した建物賃貸借契約に関し、前連帯保証人に代わって個人Y(被告)が連帯保証したところ、賃借人が滞納を続けた為、XがYに保証債務の履行を求めた事案である。連帯保証人となった時点で滞納が発生していたが、Yにその旨は伝えられておらず、連帯保証契約も平成15年8月に締結されたにもかかわらず、保証期間は同年3月から3年間となっていた。

Yが連帯保証人となってからも、賃借人は賃料支払いを怠り、滞納賃料は増加し続けた。

Xは、平成16年2月に動産執行(執行不能で終了)を行った以外は、滞納賃料の支払請求を行うのみで、賃貸借契約解除等の対応策を講じることにはなかった。

平成17年4月、賃借人はYから資金を借り入れ、一旦滞納賃料全額を支払ったが、その直後から再び賃借人は滞納を始めた。

同年11月、XがYに滞納賃料(90万円)の支払いを請求したところ、賃借人は滞納賃料額を認め、支払い猶予を依頼したが、結局、当該滞納分の一部が支払われたのみであった。

平成19年5月、XはYに対し改めてその時点での滞納賃料(330万円)の支払いを求めたが、最終的に滞納は解消されなかった。

年末にかけて賃借人は、Xと連帯保証人の交代について交渉したが、Xはこれに応じなかった。

平成22年5月、XはYに対しその時点での滞納賃料(813万円)の支払いを求めた。賃借人はXに対しこれを支払う旨の連絡をしたが、結局、滞納は解消されなかった。

同年6月、賃借人がXにその時点の滞納賃料額と今後発生する債務を支払う旨連絡した。

平成23年8月、Xと賃借人の間で本件賃貸借契約更新を確認する覚書が締結された。

賃借人はその後も延滞を続け、平成24年1月現在の延滞額は約1065万円であった。

Yは主として、連帯保証契約時に延滞の存在を知らされてなかったことを理由に連帯保証契約の錯誤無効又は詐欺取消を、Xが契約解除せず滞納を放置し続けたことを理由に保証債務履行請求が信義則違反にあたりと主張するとともに、消滅時効を援用した(消滅時効については、判決では賃借人の債務承認を理由に完成していないと判断)。

### 【判決の要旨】

裁判所は、次の通り判示し、Xの請求の一部を認容した。

- (1) 錯誤無効の主張に対しYが、本件建物の賃貸借契約書に連帯保証人として署名捺印したことは当事者間に争いはないところ、本件賃貸借契約書には、契約期間を平成15年3月1日から

平成18年2月28日までと記載されていることが認められるから、Yが連帯保証をする際に、賃貸借契約の内容に関し誤信があったとはいえない。

- (2) 詐欺取消の主張に対し前述のとおり、Yは、賃貸借契約書の内容を認識していたといえるから、Xによる詐欺行為があったとはいえない。したがって、Yの主張は採用できない。
- (3) 信義則違反の主張に対し賃借人が13年間賃料を支払わず、滞納賃料支払猶予依頼を繰り返す等、支払能力も支払意思もないと推測される状況下、Xが遅くとも平成17年時点で賃貸契約解消を行うことが期待されたにもかかわらず、支払請求を行うのみで、契約解除等の措置を講じたこと認められないこと及び連帯保証人の財力をことさら重視したとは認められないことを踏まえ(以上要約)

以上からすると、平成17年以降、本件賃貸借契約の解消の措置を講じることができたにもかかわらず、それ以後約7年にわたり、Xが漫然と滞納賃料の増加をさせたといえ、本訴請求は、かかるXによる自らの怠慢をYに転嫁するものであるから、XがYに対して1000万円を超える金額を請求することは、許されるものではなく、信義則に違反するものといえる。

もともと、Yは、平成15年8月時点で、契約期間3年の賃貸借契約の連帯保証人となったのであるから、少なくともこの期間の賃料の滞納等の負担を予定していたといえる。したがって、平成15年3月1日から平成18年2月28日までの滞納賃料は負担すべきである。

#### 【まとめ】

本件は、滞納を続ける賃借人に対し賃貸借契約解約等の手段を講じず放置していた貸主が、連帯保証人に対して行った連帯保証債務の履行請求について、信義則違反を理由として一定の制限を加えた判例である。

賃貸借契約の連帯保証は、一度連帯保証を行うと、特段の事情がない限り更新後の賃貸借から生ずる賃借人の債務についても保証の責めを負う(最高裁H9 .11.13) うえ、連帯保証人には賃貸借契約解除の権限はないことから、賃貸借契約が継続する限り、理屈の上では保証負担額が無制限となる可能性があり、負担額の上限が定まっている貸金の連帯保証に比べ重い負担を連帯保証人は負うこととなる。

貸主の中には、賃借人から賃料が支払われなくとも連帯保証人が賃料を支払ってくれば問題ないと考え、滞納が続いても敢えて賃借人に対し、明渡し請求を行わない場合もある。本件判決は、このような考えに対し警鐘を鳴らすものとして評価される。

なお、公団住宅においてはであるが、本件同様、延滞使用料の連帯保証履行請求に制限を加えた判決が、平成25年4月24日東京高裁で出されているので、是非、こちらも参考としていただきたい。

### 免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。  
免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

# 協 会 の 動 き

- 5月8日  
・第1回理事（幹事）会
- 5月9日  
・（公社）中部圏不動産流通機構監査会・正副会長会議  
名古屋市：箕浦会長出席
- 5月10日  
・第1回地区調査指導委員会  
報告事項  
（1）平成28年度決算報告について  
（2）平成28年度広告表示に関する調査結果について  
協議事項  
（1）広告表示に関する一般調査（2月～3月）について  
（2）平成29年度措置基準等運営方針（案）について
- 5月15日  
・宅建ぎふVol.485発行
- 5月16日  
・空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会
- 東京：磯西職員出席
- 5月17日  
・愛知県不動産コンサルティング協議会理事会  
名古屋市：磯西職員出席
- 5月18日  
・弁護士相談  
・東海不動産公正取引協議会理事会  
名古屋市：箕浦会長、山本・林副会長出席
- 5月22日  
・第2回常任理事（幹事）会  
（1）平成29年度定時総会の運営について
- 5月24日  
・（公社）岐阜県宅地建物取引業協会第51回定時総会  
・（公社）全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部第45回定時総会  
岐阜市
- 5月31日  
・全宅連・全宅保証第1回理事会  
東京：箕浦会長、加納事務局長出席  
・全宅管理第1回理事会  
東京：東常務理事出席

# 支 部 だ よ り

## 岐阜中支部

- 5月1日  
新規入会者事務所調査  
入会審査会
- 5月16日  
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月23日  
巡回相談（岐阜市役所）

## 岐阜南支部

- 5月1日  
「各務原市移住定住総合窓口事業」会議
- 5月2日  
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月17日  
巡回相談（羽島市役所）

「各務原市移住定住総合窓口事業」会議

- 5月22日  
新規入会者事務所調査
- 5月26日  
入会審査会

## 岐阜北支部

- 5月9日  
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月11日  
第1回正副支部長会議
- 5月15日  
第2回幹事会

## 西濃支部

- 5月19日

第2回幹事（監査）（地区委員）会

## 中濃支部

- 5月9日  
巡回相談（関市総合福祉会館）
- 5月11日  
第2回幹事会
- 5月16日  
巡回相談（美濃加茂市生涯学習センター）

## 東濃支部

- 5月12日  
第2回役員（幹事）会

# 会 員 の 異 動

入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

## 【岐阜中支部】

(1) 4939 29. 4. 24	あさの R エステイト	浅 野 逸 男	浅 野 逸 男	058-215-8192 058-215-8194	岐阜市藪田南1-7-14 マルビル501	509- 8384
-----------------------	-------------	---------	---------	------------------------------	-------------------------	--------------

## 【中濃支部】

(1) 4935 29. 3. 28	(株) タツケンホーム	加 藤 竜 徳	宮 島 敏	0574-65-8303 0574-42-6742	可児市矢戸北屋敷197	509- 0252
-----------------------	-------------	---------	-------	------------------------------	-------------	--------------

## 退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事 務 所 所 在 地	備 考	頁
岐阜南	奈 良 屋 建 設 (有)	伊 藤 公 也	岐阜市茜町32-1	廃 業	17
岐阜北	(株) シャルドネスタイル	高 井 孝 之	岐阜市菅生8-2-10	廃 業	29
西 濃	杉 山 土 地 開 発	杉 山 克 朗	揖斐郡揖斐川町三輪大道北2160-5	期間満了	50

## 変更事項（5月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	ぎふ農業協同組合 不動産センター	専任取引士		黒崎友広	9
岐阜中	ぎふ農業協同組合 市橋支店	専任取引士	黒崎友広	加納壽洋	9
岐阜南	N . S U N S H O W (株)	T E L	058-275-5565	058-275-5556	16
		政令使用人	西岡安朱花		
		専任取引士	西岡安朱花	後藤裕子	
岐阜南	(株) ト ラ イ 不 動 産	専任取引士	辻容子		17
岐阜南	本 庄 工 業 (株)	所 在 地	〒500-8287 岐阜市北鶉2-16	〒500-8288 岐阜市中鶉3-65-2	18
岐阜南	ぎふ農業協同組合 蘇原支店	政令使用人	加納洋光	後藤眞司	21
		専任取引士	遠藤博隆	後藤眞司	
岐阜南	ぎふ農業協同組合 不動産センター各務原	専任取引士		水谷佳史	21
岐阜南	すみれリビング(株) 各務原支店	代 表 者	井上正	八野浩一	23
		政令使用人	福井正	水端良太	
		専任取引士	福井正	水端良太	
岐阜南	(株) リ プ ラ イ ス リプライス岐阜	代 表 者	星山敏秀	新井健資	25

岐阜南	ぎふ農業協同組合 三里支店	支 部	岐阜北支部	岐阜南支部	—
		支 店 名	本巣支店	三里支店	
		所 在 地	〒501-1205 本巣市曾井中島624-2	〒500-8358 岐阜市六条南2-1-1	
		T E L	0581-34-2004	058-271-3538	
		F A X	0581-34-2966	058-271-3547	
		政令使用人	篠田孝司	澤田政道	
		専任取引士	土屋佳大	澤田政道	
岐阜南	ぎふ農業協同組合 さかい川支店	支 店 名	はぐり支店	さかい川支店	—
		所 在 地	〒501-6002 羽島郡岐南町三宅9-50	〒501-6065 羽島郡笠松町門間111	
		T E L	058-245-1860	058-388-2021	
		F A X	058-245-1531	058-387-6580	
		政令使用人	林良直	橋本臣治	
		専任取引士	林良直・加藤明德	橋本臣治	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 長良支店	政令使用人	戸崎敬	久世泰義	28
		専任取引士	戸崎敬	久世泰義	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 黒野支店	専任取引士	辻聡	加藤明德・矢野隆晴	28
岐阜北	ぎふ農業協同組合 不動産センター岐阜正木	専任取引士		鷺見幸子	28
岐阜北	ぎふ農業協同組合 穂積支店	政令使用人	大野友康	北川利子	33
		専任取引士	大野友康	川島圭二	
岐阜北	(株)フェイスバレットホーム	代 表 者	磯野蘭磨	古川和義	—
		政令使用人	古川和義		
西 濃	成 瀬 建 設 (株)	代 表 者	成瀬民雄	成瀬嘉之	52
中 濃	(有) ウ イ ッ ト	専任取引士	富田有香		54
中 濃	(株) 野 田 開 発	所 在 地	〒501-3247 関市池田町150-1	〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78	55
中 濃	すみれリビング(株) 可児支店	代 表 者	井上正	八野浩一	61
		専任取引士	水端良太		
東 濃	宮 島 建 設 (株)	専任取引士		梅本真弓	77
飛 騨	すみれリビング(株)	代 表 者	井上正	八野浩一	85
		専任取引士	井上正		
飛 騨	(株) ロ ビ ン	専任取引士	桑原萌子	鈴木一真	85

※ 頁の欄は、「平成28・29年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

### 不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

- 【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。  
**所在地** 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館  
**電話番号** 058-275-1551  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00  
**弁護士相談** 事前に電話でご予約ください。  
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

- 【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。  
**実施日時** 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）  
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする  
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”  
<http://www.gifu-takken.or.jp>

平成29年5月31日現在  
所属会員 1,145名

### 発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）  
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部  
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）  
会長・本部長 箕浦 茂 幸  
（編集責任者）  
情報提供委員長 瀬上 直 樹